

## 新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム (第2回)のヒアリングを踏まえて更に収集が必要な情報について(案)

前回のワーキングチーム(第2回)においては、ヤフーから情報活用関連サービス(77)、富士通からCPSを用いたサービス(65)についてヒアリングを行った。ヒアリングでは、ニーズ提出者から、サービスの概要や権利制限規定による対応の必要性等について一定の説明がなされたところであるが、上記ニーズについて検討を行うために、更に収集が必要な情報として以下が考えられる。

### [ヤフー]

#### 情報所在検索サービス

- ・「情報所在検索サービス」の定義
- ・検索結果の提供を行うために必要な限度でのみ行われる公衆送信の範囲  
(サムネイル・スニペット「等」の表示とあるが、他にどの程度表現を享受する利用が考えられるか)
- ・「広く公衆がアクセス可能な情報」の範囲  
(公表されているものであれば有償で提供・提示されている著作物も含まれるか、絶版となった書籍等広く一般に入手できない著作物も含まれるか)

#### 分析サービス

- ・サービスの性格、内容、現行法では対応が困難な理由
- ・権利制限規定の対象とすることの正当化根拠

#### バックエンドでの複製

- ・現行法においては対応できないと考えられる具体例

### [富士通]

(例として挙げた各サービスについて)

- ・現行法で対応できないと考えられる具体例
- ・出力段階において、市場で流通している著作物が出力されることが考えられるか
- ・出力段階において、どの程度表現を享受する利用がなされることを念頭に置いているか、享受する程度は著作物の全体か一部分か。
- ・上記利用について権利制限規定の対象とする根拠(資料上「軽微」な利用であること、公益性が高いことが根拠とされているが、各サービスにいずれの根拠が該当するか)及びそれを根拠とする理由